

奈良市公報

第41号

令和3年1月4日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 1	587	奈良市公報号外第27号に掲載	住宅課
12 1	588	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
12 1	589	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
12 1	590	財政状況の公表	財政課
12 1	591	公営企業の財政状況の公表	財政課
12 1	592	道路の位置指定	建築指導課
12 1	593	令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	福祉医療課
12 2	594	住居番号の設定	市民課
12 4	595	放置自転車等の保管	環境政策課
12 7	596	町の区域の変更案の公示	市民課
12 8	597	放置自転車等の保管	環境政策課
12 8	598	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
12 8	599	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
12 8	600	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
12 8	601	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
12 8	602	差押調書の公示送達	滞納整理課
12 9	603	放置自転車等の処分	環境政策課
12 10	604	放置自転車等の保管	環境政策課
12 10	605	観光案内所の臨時休館等	観光戦略課
12 11	606	放置自転車等の保管	環境政策課
12 15	607	放置自転車等の保管	環境政策課
12 15	608	奈良市公報号外第27号に掲載	会計課
12 15	609	農用地利用集積計画の決定	農政課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
12 1	65	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12 1	66	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
12 1	67	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
12 1	68	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
12 11	69	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	経営企画課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
12 15	22	定例教育委員会の開催	教育政策課

選 挙 管 理 委 員 会

月 日	番号	件 名
12 1	10	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等

告 示

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和2年 12月 / 日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年12月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108458	居宅介護支援	合同会社かえで居宅介護支援事業所	奈良県奈良市あやめ池南六丁目3番64号	合同会社かえで居宅介護支援事業所	奈良県奈良市あやめ池南六丁目3番64号

令和 2 年奈良市告示第 375 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 12 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

榎木 登	西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目 20-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
斎藤 正規	斎藤医院	法蓮町 969		○		○	○						○

を

榎木 登	西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目 20-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	---------------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

奈良市告示第 590 号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和 61 年奈良市条例第 2 号）の規定により、令和 2 年 9 月 30 日現在の
本市の財政状況を次のとおり公表する。

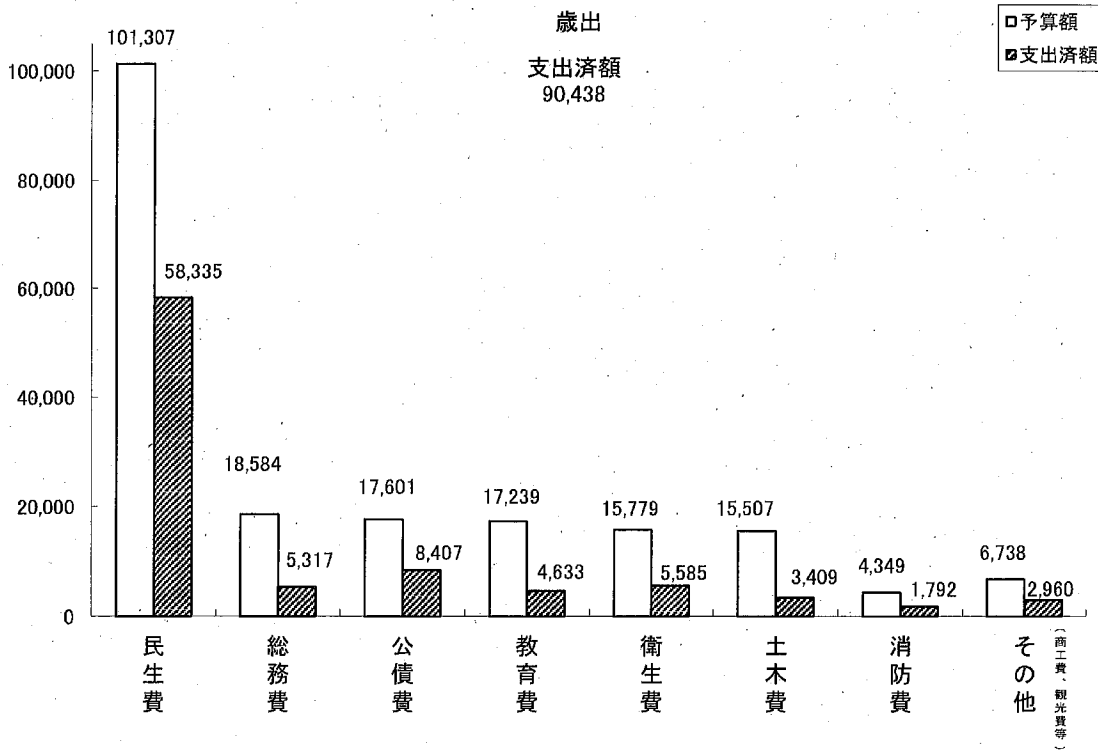
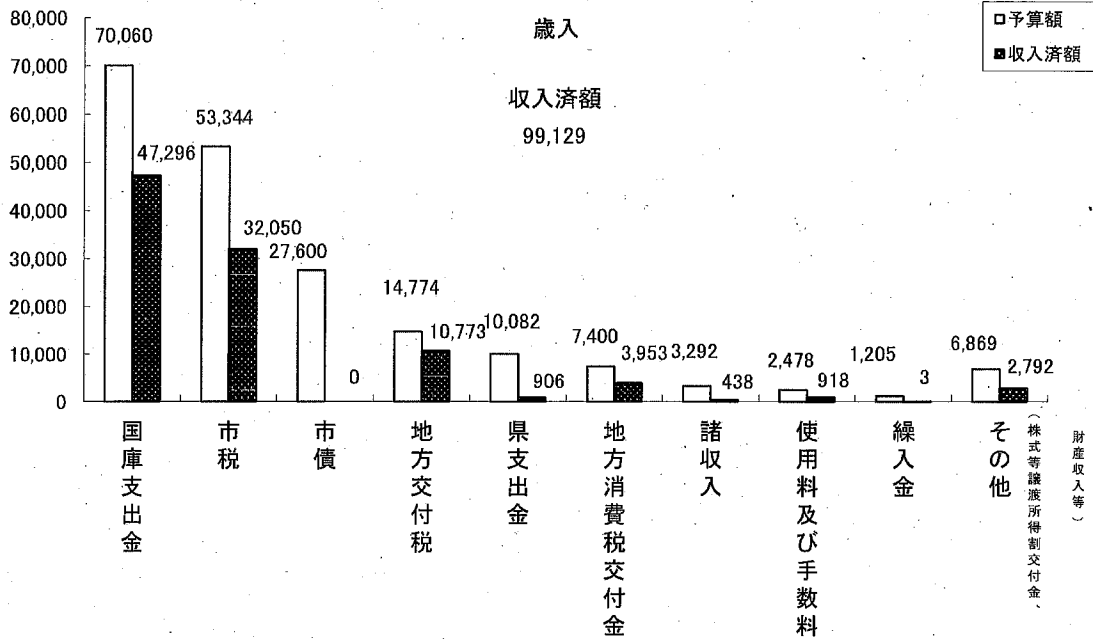
令和 2 年 12 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 令和2年度 一般会計予算執行の状況

予算額 197,104 百万円

[令和2年9月30日現在]
(単位:百万円)



2. 令和2年度 特別会計予算執行の状況

[令和2年9月30日現在]

(単位:百万円)

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	554	3	553
国民健康保険特別会計	35,615	15,003	13,690
土地区画整理事業特別会計	4,441	35	1,435
市街地再開発事業特別会計	92	0	71
公共用地取得事業特別会計	0	0	0
介護保険特別会計	33,587	12,911	13,667
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	62	38	19
後期高齢者医療特別会計	6,830	2,257	2,119

3. 令和2年度 公営企業会計予算執行の状況

[令和2年9月30日現在]

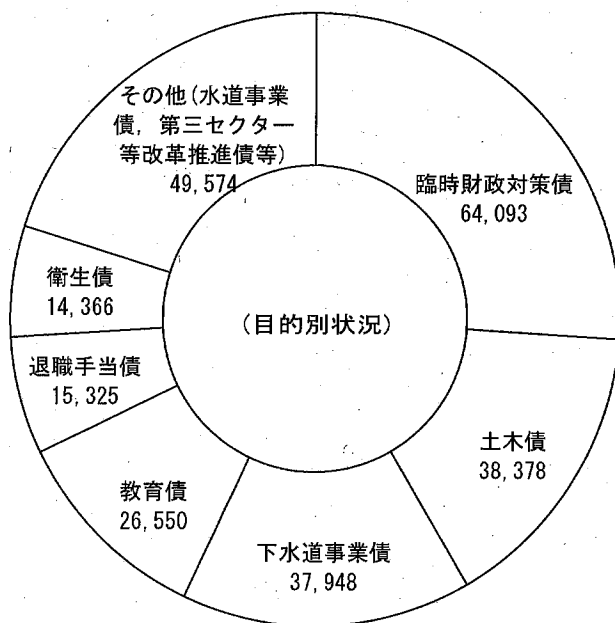
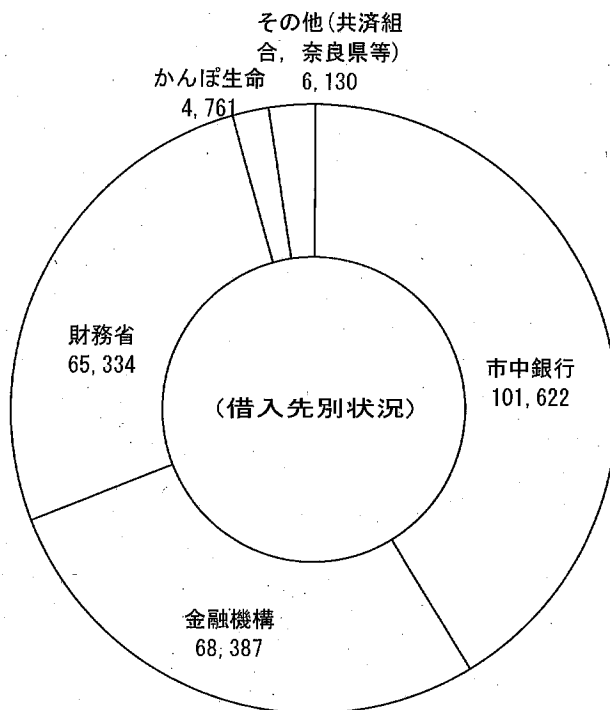
(単位:百万円)

会計	項目	収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	1,835	1,880	224	224
	実績額	501	465	92	92
水道事業会計	予算額	9,511	8,921	3,598	7,285
	実績額	3,957	3,468	143	1,590
下水道事業会計	予算額	8,535	8,187	3,069	4,848
	実績額	4,190	3,599	313	1,930

4. 市債の現在高

[令和2年9月30日現在]
(単位：百万円)

246,234 百万円



5. 一時借入金の状況

[令和2年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和2年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和2年9月30日現在]

土地	7,275 千m ²
建物	1,119 千m ²
有価証券、出資による権利及び債権	1,406 百万円
基金	10,479 百万円

8. 人口等

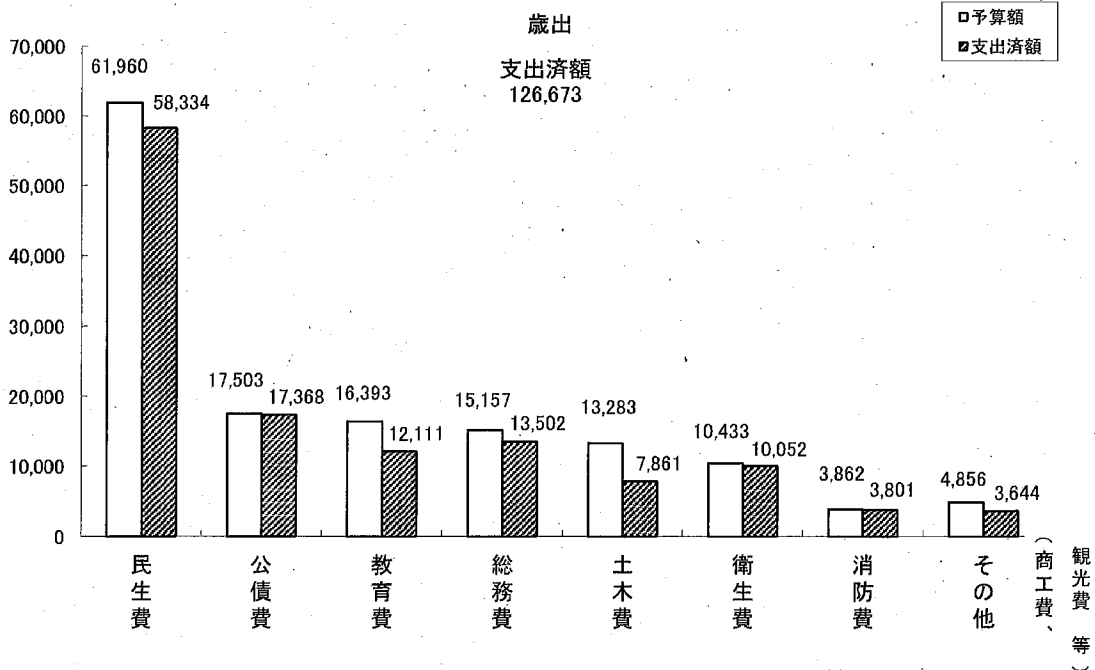
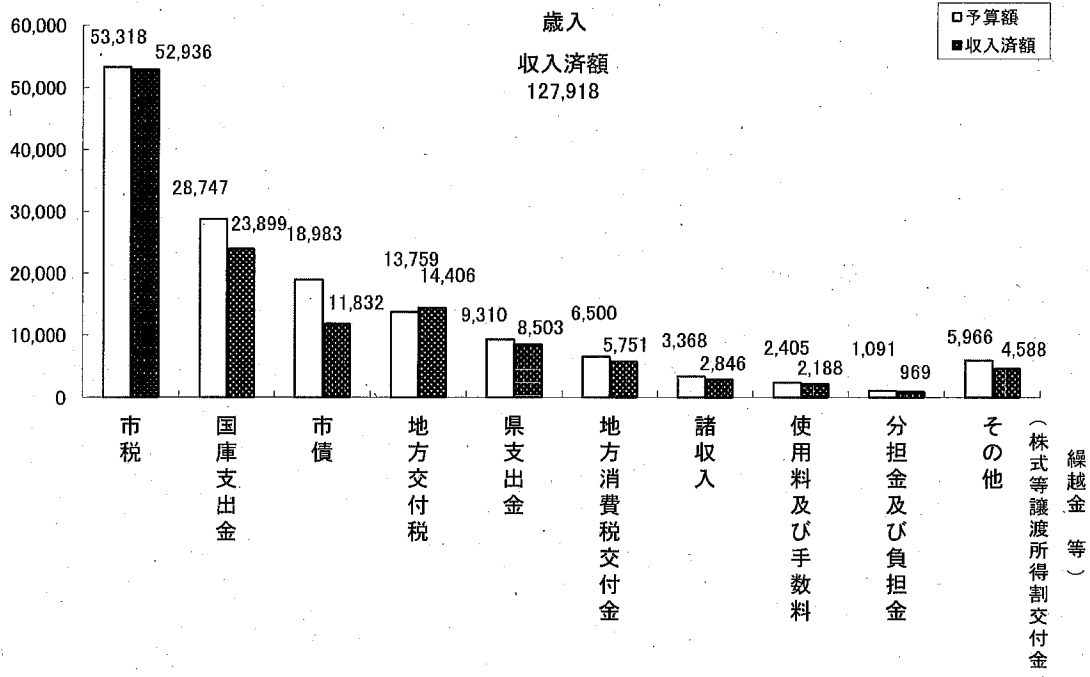
[令和2年9月30日現在]

人口	355,011 人
世帯数	164,651 世帯
面積	277 Km ²

1. 令和元年度 一般会計決算の状況

予算額 143,447 百万円

[令和元年度決算]
(単位:百万円)



2. 令和元年度 特別会計決算の状況

[令和元年度決算]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金 特 別 会 計	556	11	556
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	36,004	34,477	34,406
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	4,619	2,802	2,802
市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計	162	162	162
公 共 用 地 取 得 事 業 特 別 会 計	34	33	33
介 護 保 険 特 別 会 計	32,241	32,247	31,461
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	54	68	40
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	6,438	6,295	6,279

3. 令和元年度 公営企業会計決算の状況

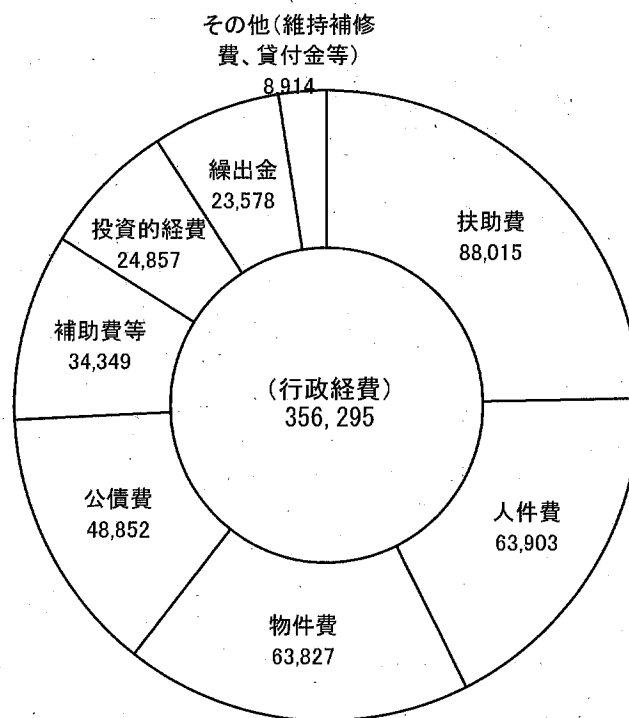
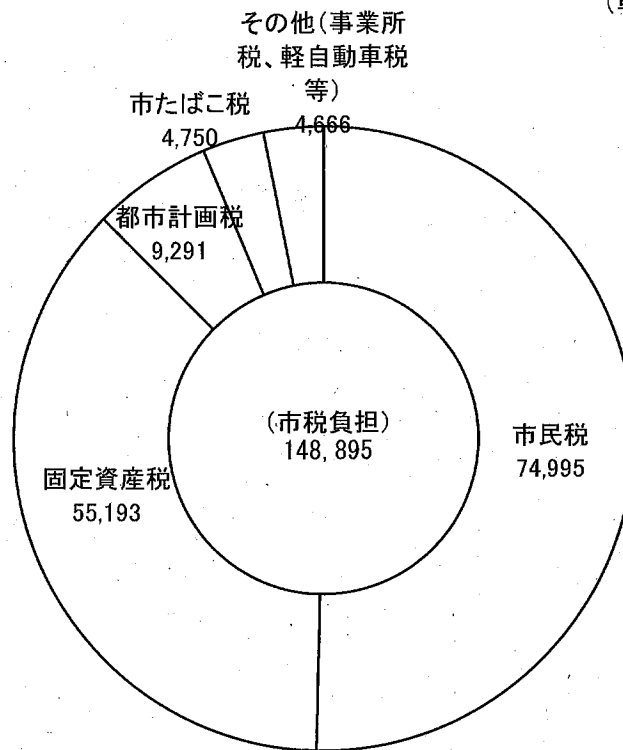
[令和元年度決算]

(単位:百万円)

会 計	項 目	収 益 的 収 支		資 本 的 収 支	
		収 入	支 出	収 入	支 出
病 院 事 業 会 計	予 算 額	822	877	186	186
	実 績 額	797	849	184	185
水 道 事 業 会 計	予 算 額	9,270	8,834	1,945	5,149
	実 績 額	9,264	8,404	933	3,641
下 水 道 事 業 会 計	予 算 額	7,675	7,985	3,250	4,645
	実 績 額	7,601	7,697	2,784	4,166

4. 市民1人当たりの状況（一般会計）

[令和元年度決算]
(単位：円)



奈良市告示第591号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和2年12月1日

奈良市長 仲川元庸

令和2年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(令和2年4月1日～令和2年9月30日)

1. 事業の概況

令和2年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から15年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数49,369人、外来延べ患者数90,253人、合計139,622人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額は500,742,818円となっております。一方、支出総額は464,849,620円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は92,086,276円となっております。一方、支出総額は91,962,496円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、令和2年4月に第8期として37名の学生が入学し、令和2年9月末における学生数は第1学年38名、第2学年40名、第3学年41名の合計119名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

令和2年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(令和2年9月30日議決)

3. 職員に関する事項

医療政策課	職員数 4人
-------	-----------

(令和2年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計 183	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	487	431	387	524	507	481	2,817	15.4	5.7%
消化器内科	778	523	684	838	895	1,065	4,783	26.1	9.7%
循環器内科	702	542	586	660	585	472	3,547	19.4	7.2%
脳神経内科	507	355	365	491	392	346	2,456	13.4	5.0%
血液内科							0	0.0	0.0%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病内科	43	17	112	39	57	51	319	1.8	0.7%
腎臓内科	72	96	105	149	253	222	897	4.9	1.8%
(感染制御内科)	4	13	8	45	32	13	115	0.6	0.2%
呼吸器外科	62	46	53	52	94	45	352	1.9	0.7%
外科・消化器外科	991	809	895	906	947	1,086	5,634	30.8	11.4%
脳神経外科	627	791	493	665	571	583	3,730	20.4	7.6%
乳腺外科	136	154	211	171	172	162	1,006	5.5	2.0%
整形外科	1,181	920	1,119	1,292	1,460	1,351	7,323	40.0	14.8%
形成外科	105	59	153	166	213	145	841	4.6	1.7%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	164	95	137	195	194	171	956	5.2	1.9%
皮膚科	160	134	120	138	159	134	845	4.6	1.7%
泌尿器科	222	240	204	230	217	267	1,380	7.6	2.8%
産婦人科	683	549	433	546	616	568	3,395	18.6	6.9%
眼科	232	175	340	313	358	286	1,704	9.3	3.5%
耳鼻いんこう科	219	177	235	282	277	299	1,489	8.1	3.0%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科			4		12	4	20	0.1	0.0%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	1,039	848	804	988	1,076	1,005	5,760	31.5	11.7%
合計	8,414	6,974	7,448	8,690	9,087	8,756	49,369	269.8	100.0%

※()は院内標榜科

(2)外来患者数

稼働日数	4月 25	5月 23	6月 26	7月 25	8月 25	9月 24	合計 148	1日平均	構成比率
内科	139	134	112	169	132	163	849	5.7	0.9%
呼吸器内科	500	402	456	541	464	523	2,886	19.5	3.2%
消化器内科	1,226	1,112	1,601	1,764	1,589	1,901	9,193	62.1	10.2%
循環器内科	1,074	905	1,080	1,151	1,051	1,103	6,364	43.0	7.1%
脳神経内科	690	602	737	812	750	803	4,394	29.7	4.9%
血液内科	154	124	143	153	128	154	856	5.8	0.9%
心療内科	4	3	4	2	3	1	17	0.1	0.0%
糖尿病内科	417	331	387	395	367	417	2,314	15.6	2.7%
腎臓内科	278	232	232	292	261	286	1,581	10.7	1.8%
(感染制御内科)	97	28	67	88	94	87	461	3.1	0.5%
呼吸器外科	55	52	56	64	55	61	343	2.3	0.4%
外科・消化器外科	721	633	775	785	738	733	4,385	29.6	4.9%
脳神経外科	452	406	450	485	419	493	2,705	18.3	3.0%
乳腺外科	802	733	925	861	854	953	5,128	34.6	5.7%
整形外科	1,553	1,381	1,807	1,875	1,900	1,855	10,371	70.1	11.5%
形成外科	514	457	609	621	654	633	3,488	23.6	3.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	466	357	516	549	599	589	3,076	20.8	3.4%
皮膚科	711	621	832	854	869	827	4,714	31.9	5.2%
泌尿器科	598	524	650	636	509	718	3,635	24.5	4.0%
産婦人科	858	758	1,061	1,042	975	1,103	5,797	39.2	6.4%
眼科	730	725	910	959	893	966	5,183	35.0	5.7%
耳鼻いんこう科	635	570	760	752	690	757	4,164	28.1	4.6%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	384	285	437	333	298	378	2,115	14.3	2.3%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	1	3	5	3	2	2	16	0.1	0.0%
歯科	36			2	1		39	0.3	0.0%
(総合診療科)	1,054	795	1,003	1,152	1,120	1,055	6,179	41.8	6.8%
合計	14,149	12,173	15,615	16,340	15,415	16,561	90,253	609.8	100.0%

※()は院内標榜科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科 目	令和2年度上半期 (円)	令和元年度上半期 (円)	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	500,742,818	504,569,906	-3,827,088	99.2
1 医業収益	47,386,000	46,922,000	464,000	101.0
2 医業外収益	352,026,318	354,311,906	-2,285,588	99.4
3 看護師養成事業収益	101,330,500	103,336,000	-2,005,500	98.1

支出

科 目	令和2年度上半期 (円)	令和元年度上半期 (円)	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	464,849,620	477,273,760	-12,424,140	97.4
1 医業費用	398,327,063	399,466,625	-1,139,562	99.7
2 医業外費用	329,243	797,212	-467,969	41.3
3 看護師養成事業費用	66,076,614	77,009,923	-10,933,309	85.8
4 特別損失	116,700	-	116,700	皆増

5. 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	1,834,994,000	500,742,818	500,742,818	1,334,251,182
1 医業収益	47,386,000	47,386,000	47,386,000	0
2 医業外収益	1,621,677,000	352,026,318	352,026,318	1,269,650,682
3 看護師養成事業収益	150,907,000	101,330,500	101,330,500	49,576,500
4 特別利益	15,024,000	0	0	15,024,000

支出

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	1,880,275,000	464,849,620	464,849,620	1,415,425,380
1 医業費用	1,725,067,000	398,327,063	398,327,063	1,326,739,937
2 医業外費用	1,643,000	329,243	329,243	1,313,757
3 看護師養成事業費用	151,505,000	66,076,614	66,076,614	85,428,386
4 特別損失	560,000	116,700	116,700	443,300
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	224,200,000	92,086,276	92,086,276	132,113,724
1 企業債	40,000,000	0	0	40,000,000
2 補助金	1,482,000	741,000	741,000	741,000
3 負担金	182,718,000	91,345,276	91,345,276	91,372,724

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	224,200,000	91,962,496	91,962,496	132,237,504
1 建設改良費	41,482,000	617,220	617,220	40,864,780
2 企業債償還金	182,718,000	91,345,276	91,345,276	91,372,724

(2) 令和2年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳		病院事業(円)
発行総額		4,555,600,000
償還高	上半期償還高	91,345,276
	償還高累計	484,186,678
未償還残高		4,071,413,322

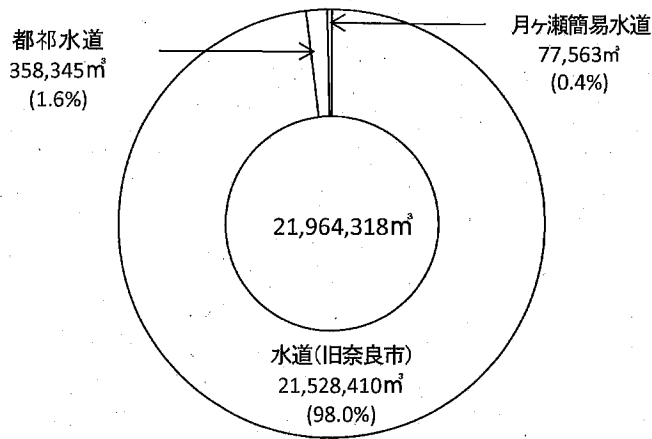
令和2年度上半期奈良市水道事業説明書
(令和2年4月1日～令和2年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	令和2年度上半期	令和元年度上半期	増減	伸び率
給水人口	353,829人	354,950人	△1,121人	△0.32%
給水戸数	175,898戸	174,544戸	1,354戸	0.78%
給水量	21,964,318 ^m ₃	22,097,888 ^m ₃	△133,570 ^m ₃	△0.60%
1日最大給水量	128,863 ^m ₃	129,597 ^m ₃	△734 ^m ₃	△0.57%
1日平均給水量	119,372 ^m ₃	120,097 ^m ₃	△725 ^m ₃	△0.60%
1人1日最大給水量	364ℓ	365ℓ	△1ℓ	△0.27%
1人1日平均給水量	337ℓ	338ℓ	△1ℓ	△0.30%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

現在、配水池の耐震化を進めるため、平成30年度から3か年継続事業として、奈良市神功四丁目地内平城西配水池、令和元年度から2か年継続事業として、奈良市二名七丁目地内飛鳥配水池の更新工事を施行中です。

また、浄水関係の老朽化した施設の更新として、京都府木津川市梅谷地内(緑ヶ丘浄水場内)緑ヶ丘高架水槽更新工事他8件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市六条緑町一丁目他地内口径200～50耗配水支管改良工事他8件(3,323 m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市東九条町地内口径150耗配水支管改良工事他2件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は新型コロナウイルス感染症の拡大による水道基本料金の減免に伴い減収となる見込みですが、業務の改善や経費の節減により、上半期では純利益を確保することができました。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,209,431,405円	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	営業収益	3,001,844,930円
営業外費用	121,901,132円		営業外収益	655,741,253円
特別損失	13,796,989円		特別利益	114,407円
純利益	312,571,064円			

(2) 貸借対照表

【資産の部 80,391,309,924円】	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	【負債の部 45,039,409,789円】
固定資産 73,124,534,506円		固定負債 14,781,166,293円
有形固定資産 53,336,054,464円		流動負債 1,796,587,895円
無形固定資産 19,785,305,042円		繰延収益 28,461,655,601円
投資 3,175,000円		【資本の部 35,351,900,135円】
流動資産 7,266,775,418円		資本金 13,082,951,219円
		剰余金 22,268,948,916円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,511,000,000	3,957,263,973	3,957,263,973	5,553,736,027
1 営業収益	7,784,862,000	3,301,232,719	3,301,232,719	4,483,629,281
2 営業外収益	1,606,057,000	655,905,410	655,905,410	950,151,590
3 特別利益	120,081,000	125,844	125,844	119,955,156

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,921,000,000	3,467,648,194	3,467,648,194	5,453,351,806
1 営業費用	8,387,072,000	3,330,926,326	3,330,926,326	5,056,145,674
2 営業外費用	506,996,000	121,901,132	121,901,132	385,094,868
3 特別損失	16,932,000	14,820,736	14,820,736	2,111,264
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ)資本的收入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,597,845,000	142,765,000	142,765,000	3,455,080,000
1 企業債	2,489,800,000	0	0	2,489,800,000
2 固定資産売却代金	4,255,000	0	0	4,255,000
3 補助金	73,333,000	0	0	73,333,000
4 負担金	714,394,000	7,879,300	7,879,300	706,514,700
5 分担金	316,063,000	134,885,700	134,885,700	181,177,300

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	7,285,304,500	1,589,664,201	1,589,664,201	5,695,640,299
1 建設改良費	5,326,118,500	556,009,316	556,009,316	4,770,109,184
2 固定資産取得費	86,569,000	10,507,130	10,507,130	76,061,870
3 企業債償還金	1,219,216,000	606,960,287	606,960,287	612,255,713
4 長期割賦金	643,401,000	416,187,468	416,187,468	227,213,532
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和2年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		水道事業(円)
発行総額		25,905,000,000
償還高	上半期償還高	606,960,287
	償還高累計	12,121,842,636
未償還残高		13,783,157,364

令和2年度上半期奈良市下水道事業説明書
(令和2年4月1日～令和2年9月30日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和2年度上半期	令和元年度上半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	18,189,174 ^m ₃	18,195,441 ^m ₃	△ 6,267 ^m ₃	△0.03%

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア.普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、公共下水道築造工事1件(112m)を施行し、その他施行予定事業に関連する調査業務委託1件を実施しました。現在、1件の真空弁ユニット設置工事、1件のマンホールポンプ設置工事及び3件の公共下水道築造工事を施行中です。

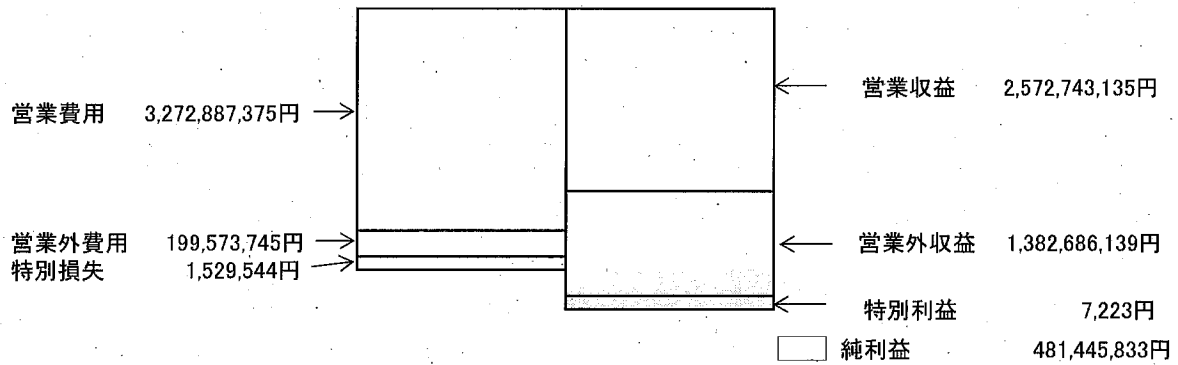
イ.管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して、管更生工事1件(95m)、人孔鉄蓋布設替工事1件(270箇所)を施行しました。また、管きよ改築工事2件(225m)及び改築工事に伴う関連業務委託2件を実施しました。その他、1件の管更生工事、3件の人孔鉄蓋布設替工事、1件の管きよ改築工事を施行中であり、1件の管更生工事に関連する調査業務委託を実施中です。

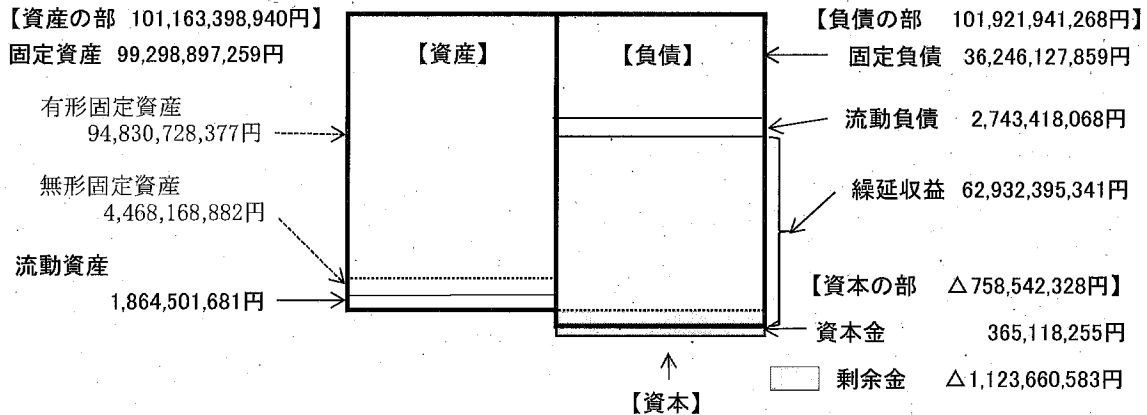
2. 財政の状況

奈良市下水道事業は、令和2年5月分からの使用料の改定に伴い、黒字決算となる見込みです。しかし、毎年継続して純損失を計上しており、貸借対照表上では負債額が資産額を上回る債務超過の状態となっています。このように非常に厳しい経営状況ではありますが、下半期においても、企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	8,535,000,000	4,189,777,026	4,189,777,026	4,345,222,974
1 営業収益	5,692,516,000	2,807,081,226	2,807,081,226	2,885,434,774
2 営業外収益	2,842,454,000	1,382,687,956	1,382,687,956	1,459,766,044
3 特別利益	30,000	7,844	7,844	22,156

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,187,000,000	3,598,730,977	3,598,730,977	4,588,269,023
1 営業費用	7,569,967,000	3,397,485,447	3,397,485,447	4,172,481,553
2 営業外費用	607,231,000	199,573,745	199,573,745	407,657,255
3 特別損失	4,802,000	1,671,785	1,671,785	3,130,215
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ)資本的収入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,068,704,000	313,477,490	313,477,490	2,755,226,510
1 企業債	2,138,800,000	0	0	2,138,800,000
2 他会計補助金	626,919,000	313,459,500	313,459,500	313,459,500
3 国庫補助金及び交付金	224,830,000	0	0	224,830,000
4 県補助金	13,053,000	0	0	13,053,000
5 負担金等	65,102,000	17,990	17,990	65,084,010

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	4,848,000,000	1,929,761,908	1,929,761,908	2,918,238,092
1 建設改良費	1,316,372,000	155,025,120	155,025,120	1,161,346,880
2 固定資産取得費	2,045,000	400,400	400,400	1,644,600
3 企業債償還金	3,529,583,000	1,774,336,388	1,774,336,388	1,755,246,612

(2)令和2年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		下水道事業(円)
発行総額		77,525,300,000
償還高	上半期償還高	1,774,336,388
	償還高累計	39,576,829,986
未償還残高		37,948,470,014

奈良市告示第 592 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年12月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	磯城郡川西町大字結崎624番地の3
申請者氏名	有限会社You&Iコーポレーション取締役 簀内 範子
道路の位置	奈良市四条大路三丁目981番1、981番2、981番4及び981番6の各一部
道路の幅員	最大6.005m 最小4.02m
道路の延長	27.63m
指定年月日	令和2年12月1日
指定番号	第R0205号

奈良市告示第593号

令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 2年12月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙省略

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
六条二丁目10番26号	登美ヶ丘六丁目9番13号	
帝塚山一丁目31番4号	富雄北一丁目4番16号	
若葉台一丁目11番11-2号	富雄泉ヶ丘3番4号	
西大寺北町一丁目5番3-室番号	あやめ池南一丁目6番11号	
中登美ヶ丘五丁目27番15号	登美ヶ丘一丁目4番6-1号	
中登美ヶ丘五丁目27番14号	秋篠三和町二丁目7番16号	
中登美ヶ丘五丁目27番13号	七条西町26番11号	
中登美ヶ丘五丁目27番12号	東登美ヶ丘六丁目4番16号	
中登美ヶ丘五丁目27番8号	東登美ヶ丘六丁目4番55号	
中登美ヶ丘五丁目27番7号	東登美ヶ丘六丁目4番1号	
中登美ヶ丘五丁目27番6号	五条畑一丁目27番12-2号	
中登美ヶ丘五丁目27番5号	学園南二丁目7番16-5号	
六条三丁目2番12号	恋の窪二丁目8番17号	
帝塚山南四丁目6番2号	三松ヶ丘14番16号	
六条西三丁目1番2号	西大寺竜王町一丁目5番40号	
西大寺栄町3番58-室番号	菅原東二丁目15番4号	
疋田町二丁目6番46-室番号	西登美ヶ丘二丁目3番14号	
平松三丁目25番9号		
学園北一丁目12番13-1号		

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年12月 4 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年12月4日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第596号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を付して、この案に対する変更の請求をすることができます。

令和2年12月 7日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	押熊町の一部	東登美ヶ丘六丁目

別図省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年12月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和2年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2920100415	永愛合同会社	631-0045	奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目1番地5	とあのホーム富雄	631-0041	奈良県奈良市学園大和町769-1サンパレス大神203・205	共同生活援助	令和8年11月30日
2920100423	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	グループホーム大和田	631-0055	奈良県奈良市大和田町32番地1	共同生活援助	令和8年11月30日
2910103262	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	ショートステイ大和田	631-0055	奈良県奈良市大和田町32番地1	短期入所	令和8年11月30日

奈良市告示第 599 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 12月 8日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 2年 12月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102322	特定非営利活動法人 Msねっと	630-8113	奈良県奈良市法蓮町433番地1 グローリー新太宮1階	るあん	631-0078	奈良県奈良市富雄元町一丁目 22-12 タワーア・ラ・モードB階5号、3号	就労継続支援 A型	令和8年 11月 30日
2910100870	特定非営利活動法人 かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目 3-21	居宅介護事業所かかしホーム	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目 3-21	居宅介護	令和8年 11月 30日
2910100870	特定非営利活動法人 かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目 3-21	行動援護事業所遊遊	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目 3-21	行動援護	令和8年 11月 30日

奈良市告示第 600 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 12月 1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 2年 12月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100868	特定非営利活動法人ザ・ホープフル	544-0012	大阪府大阪市生野区巽西一丁目2-3	相談支援のんたん	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1-14	計画相談支援

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 12月 2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2年 12月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101628	特定非営利活動法人ザ・ホープフル	544-0012	大阪市生野区巽西一丁目2-3	相談支援のんたん	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1-14	障害児相談支援

奈良市告示第602号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第 63号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年12月 9 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年12月 9 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年5月7日、同月12日、同月15日、同月18日及び同月26日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年12月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年12月10日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 605 号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

令和2年12月（〇）日

奈良市長 仲川元庸

1. 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	令和3年1月1日～令和3年1月3日

2. 開館時間の変更

令和2年12月29日～令和2年12月31日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市観光センター	午前9時～午後5時

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年12月//日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年12月11日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第607号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年12月15日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 609 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 12 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

公當企業

奈良市企業局告示第65号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、令和2年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供します。

令和2年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年12月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
法華寺町の一部	①	分流	大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
東九条町の一部	②	分流	
富雄元町二丁目の一部	③	分流	
富雄北一丁目の一部	④	分流	
西大寺赤田町一丁目及び西大寺赤田町二丁目の一部	⑤	分流	
四条大路二丁目の一部	⑥	分流	
東九条町の一部	⑦	分流	
石木町の一部	⑧	分流	
古市町の一部	⑨	分流	

①～⑨ 省略

奈良市企業局告示第66号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は令和2年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

賦課対象区域（第2負担区）

四条大路二丁目の一部

敷島町二丁目の一部

賦課対象区域（第4負担区）

柏木町の一部

奈良市企業局告示第67号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
日誠建設株式会 社	代表取締役 中 尾 勇人	天理市富堂町33番地の1	令和2年11月24日

奈良市企業局告示第68号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 中辻 鑿泉	代表取締役 中 辻 茂樹	東大阪市本庄1丁目7番5号	令和2年8月19日

奈良市企業局告示第69号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
 第5条の2第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたの
 で、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年12月11日

奈良市公営企業管理者 池田 修

指定番号	名 称	代表者氏名	所 在 地	指定の有効 期間満了日
1	福井水道工業株式 会社	代表取締役 阪田 文彦	奈良市法蓮町152番地の1	令和7年9月29日
2	株式会社三企水道 工業所	代表取締役 川崎 永美	奈良市法華寺町665番地	〃
6	株式会社稲葉設備	代表取締役 稲葉 陽介	奈良市北永井町419番地	〃
8	株式会社野矢設備 工業所	代表取締役 野矢 明	奈良市平松三丁目26番18号	〃
11	株式会社都ウイズ テック	代表取締役 山品 文昭	奈良市菅原町9番1	〃
12	有限会社川浪工業 所	代表取締役 渡邊 浩二	奈良市富雄北三丁目21番17号	〃
13	奈良水道工業株式 会社	代表取締役 阿蘇品 昌久	奈良市奈良阪町2674番地の9	〃
14	有限会社栄商会	代表取締役 藤井 透	奈良市四条大路五丁目6番15号	〃
16	松田商事	松田 久仁彦	奈良市菅野台1番31号	〃
18	株式会社新田水道	代表取締役 新田 寿美	奈良市神功三丁目7番地の25	〃

20	富士設備工業株式会社	代表取締役 林 弘満	奈良市あやめ池南七丁目858番地	〃
21	株式会社森岡興産	代表取締役 梶山 政一	奈良市中山町1866番地	〃
22	有限会社和田設備	代表取締役 和田 亘	奈良市大和田町577番地	〃
23	竹田水道工業株式会社	代表取締役 竹田 知弘	奈良市中町235番地1	〃
25	株式会社昭和設備工業所	代表取締役 野矢 武行	奈良市法華寺町192番地の1	〃
27	林設備工業株式会社	代表取締役 林 靖之	奈良市押熊町842番地の1	〃
30	相和建設株式会社	代表取締役 藤本 剛	奈良市須川町991番地の1	〃
31	株式会社谷垣工業所	代表取締役 谷垣 孝一	奈良市三碓六丁目8番54号	〃
36	大東設備工業株式会社	代表取締役 大東 浩之	奈良市紀寺町807番地の3	〃
37	株式会社尾田組	代表取締役 尾田 芳信	奈良市高畑町738番地の2	〃
41	株式会社藤田工務店水道部	代表取締役 浦 加代子	奈良市南京終町四丁目380番地の6	〃
43	有限会社東川設備	代表取締役 東川 幸弘	奈良市柏木町390番地の1	〃
46	株式会社福井商会	代表取締役 福井 清之	奈良市柏木町177番地	〃
49	株式会社朝日土建	代表取締役 川井 俊二	奈良市奈良阪町1085番地 緑商 第一ビル102号	〃
55	株式会社大安寺設備	代表取締役 藤本 忠司	奈良市南永井町75番地2	〃
64	株式会社森村設備	代表取締役 森村 彰博	奈良市四条大路三丁目2番73号	〃

68	山添設備	田中 啓之	奈良市東九条町1014番地の163	〃
69	三和建設株式会社	代表取締役 小林 伸嘉	奈良市西大寺南町1番3号 三和西大寺南町ビル2階	〃
70	株式会社学園前ガスセンター	代表取締役 中谷 賀典	奈良市宝来四丁目16番54号	〃
72	株式会社木村建材 土木	代表取締役 木村 重孝	奈良市押熊町2136番地	〃
74	ヨシマサ	吉田 浩一	奈良市古市町743番地	〃
76	山本建設工業	山本 信博	奈良市藤原町25番地の1	〃
77	俊幸建設	山中 俊男	奈良市六条西四丁目4番18号	〃
79	吉田興業	吉田 義信	奈良市古市町724番地の2	〃
81	和泉設備工業株式会社	代表取締役 車谷 裕正	奈良市西登美ヶ丘一丁目5番8号	〃
83	株式会社学研都市 設備生駒支店	代表取締役 川東 晃	奈良県生駒市北田原町2452番21	〃
86	免田水道設備	免田 親敏	奈良市古市町1365番地の14	〃
87	山本商会	山本 清治	奈良市法華寺町1170番地の3	〃
96	株式会社西山設備 工業	代表取締役 西山 和男	奈良市秋篠町1243番地の2	〃
101	東尾建設	東尾 善弘	奈良市矢田原町1124番地	〃
102	廣岡建設株式会社	代表取締役 貫定 毅巳	奈良市茗荷町1033番地	〃
103	有限会社オズ設備	代表取締役 野矢 悦三	奈良市大安寺西一丁目288番地の6	〃

105	株式会社今西住設 ガスセンター	代表取締役 今西 隆彦	奈良市此瀬町353番地	〃
106	株式会社広成	代表取締役 吉田 一成	奈良市横井二丁目273番地の6	〃
109	吉田設備	吉田 文男	奈良市池田町136番地	〃
110	有倅設備株式会社	代表取締役 林 俊雄	奈良市富雄北三丁目1番40号	〃
112	カヤキ設備工業所	榎木 勝祥	奈良市古市町1223番地の3	〃
116	株式会社関西設備	代表取締役 新田 桂丈	奈良市神功五丁目2番地の29	〃
122	株式会社西井商店	代表取締役 西井 康博	奈良市南京終町五丁目223番地の1	〃
124	三浦産業株式会社	代表取締役 三浦 伸一	奈良県大和郡山市南郡山町468番地	〃
125	中室商店	中室 好史	奈良市大宮町六丁目3番地の7	〃
127	近藤重機工業	近藤 謙治	奈良市西大寺町2064番地の6	〃
128	沢設備工事株式会社	代表取締役 澤 光彦	奈良県橿原市石川町291番地1	〃
131	三和設備工業株式会社	代表取締役 植村 英毅	奈良市川上町576番地の4	〃
132	株式会社宮坂工務店	代表取締役 宮坂 勝紀	奈良市三条栄町17番11号	〃
135	株式会社リビング イワイ	代表取締役 岩井 麻利子	奈良市右京一丁目3の1	〃
136	永栄工業株式会社	代表取締役 永野 義久	京都府木津川市市坂久保川38番地	〃
137	株式会社谷村工業	代表取締役 谷村 博之	大阪府東大阪市中石切町三丁目1番3号	〃

138	愛知時計電機株式会社大阪支店	執行役員支店長 中水 準二	大阪市淀川区三津屋北2丁目22番5号	〃
140	木下設備株式会社	代表取締役 木下 宏明	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3	〃
141	タナカ理研株式会社	代表取締役 田中 成和	大阪府富田林市西板持町一丁目86番地	〃
143	鹿間設備株式会社	代表取締役 鹿間 一博	奈良県大和郡山市矢田町5745番地の3	〃
145	宮城建設株式会社	代表取締役 宮城 健	京都府木津川市木津川端16番地3	〃
146	香川設備工業所	香川 美德	奈良市八条三丁目729-3	〃
147	イワオ産業株式会社	代表取締役 大上 美由紀	奈良市五条畑一丁目19番12号	〃
148	橋本興業	橋本 栄吉	奈良市八条三丁目729番地の1	〃
149	トウコー工業	奥角 強	奈良県生駒市南田原町1096-1	〃
150	株式会社マエダ	代表取締役 前田 憲彦	奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1	〃
151	有山農工社株式会社	代表取締役 有山 久一	奈良県生駒市高山町4103番地の1	〃
152	竹本ハウジング	竹本 公三	奈良市柴屋町33番地の3	〃
154	吉田風呂製作所	吉田 晃	奈良市神殿町640番地	〃
160	大角工業	大角 秀樹	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二丁目38-1	〃
165	仲野水道設備株式会社	代表取締役 中野 恵司	奈良県生駒市谷田町808番地	〃
169	三有設備	山原 滋	奈良市六条二丁目11番6号	〃

175	株式会社阪奈ガスセンター	代表取締役 森下 智朗	奈良県生駒市谷田町875番地の5	〃
176	株式会社ハナフサ	代表取締役 近藤 久喜	大阪府中央区谷町七丁目5番9号	〃
183	國廣設備	國廣 和孝	奈良市四条大路南町12番12号	〃
186	株式会社大登建設	代表取締役 岡田 悦子	奈良市青山一丁目1番地6-202号	〃

教育委員会

奈良市教育委員会告示第22号

令和2年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年12月15日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年12月22日（火）

午前10時30分から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）奈良市学校施設長寿命化計画について

議事

議案第33号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

議案第34号 押印省略に伴う奈良市教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について

議案第35号 押印省略に伴う奈良市教育委員会関係要綱の整備に関する告示について

議案第36号 押印省略に伴う関係要綱の整備に関する告示について

議案第37号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

協議事項

（1）「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」

傍聴受付は、開催日の午前9時30分から午前10時20分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第10号

令和2年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和2年12月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数	6,050 人
6分の1の数	50,411 人
3分の1の数	100,821 人